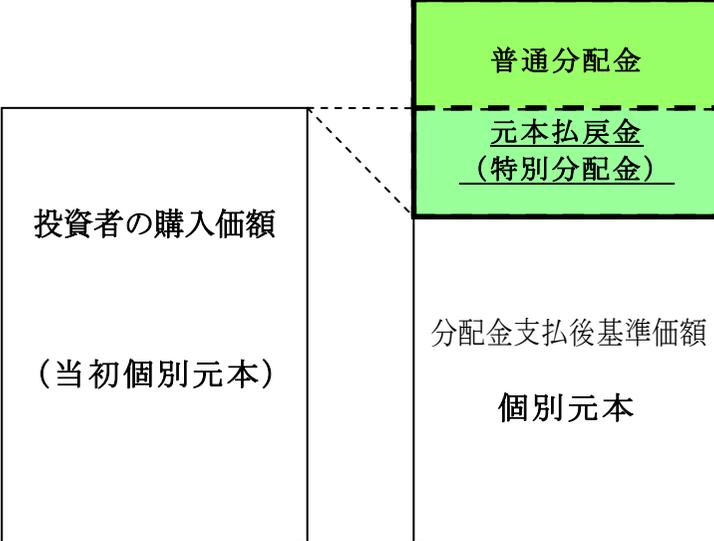
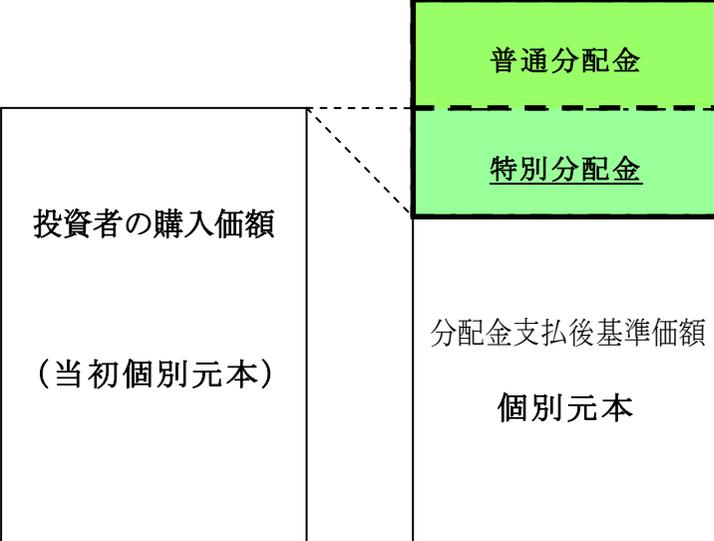
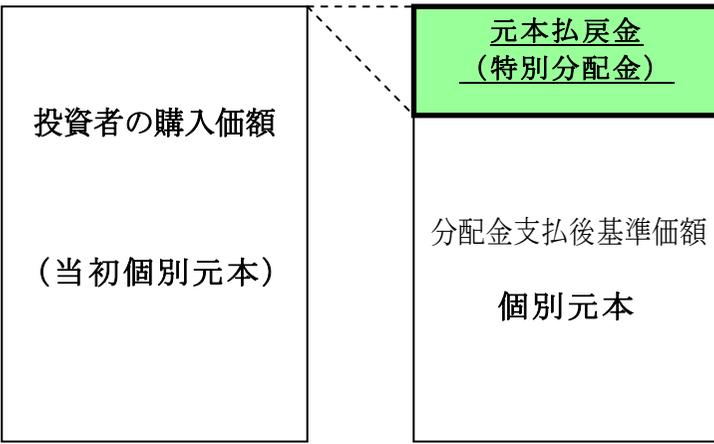
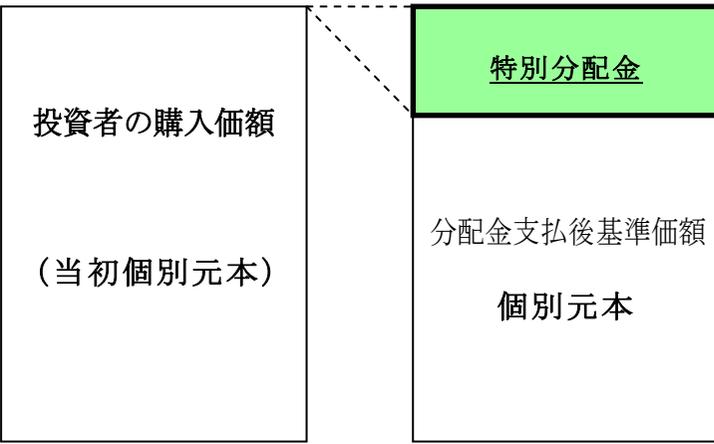


「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 24 年 1 月 13 日
（下線部分変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(ファンドの特色として細則に規定する記載方法)</p> <p>第 3 条 規則第 3 条第 1 項第 1 号②のニ及びホに規定する細則で定める記載方法は、次の通りとする。</p> <p>(1) <u>通貨選択型投資信託等（規則第 3 条第 2 項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）</u>について、以下の①～②に規定する事項に関して、当該投資信託の商品性に合わせ掲載場所等を工夫して記載するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追加的情報として細則に規定する記載方法)</p> <p>第 4 条 規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する細則で定める記載方法は、次の通りとする。規則第 4 条第 1 項第 6 号に定める投資信託については、以下の①～③の記載方法により、「収益分配金に関する留意事項」等と明示した上で、原則「ファンドの目的・特色」の分配方針の箇所に続けて記載するものとする。</p> <p>なお、本号の対象となる投資信託は、公募追加型株式投資信託（上場投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する投資信託並びに租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいい、以下「上場投資信託」という。）を除く。）とする。</p> <p>① 分配金が支払われるイメージの記載方法 (略)</p> <p>② 分配金が収益を超えて支払われるイメージの記載方法 (略)</p> <p>③ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法</p> <p>文章による説明として、例えば、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。」旨、<u>及び「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様である。」</u>旨を枠で囲む等目立つように記載した上で、以下の図例を参考として、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図を併せて記載する。</p>	<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (同 左)</p> <p>(ファンドの特色として細則に規定する記載方法)</p> <p>第 3 条 規則第 3 条第 1 項第 1 号②のニ及びホに規定する細則で定める記載方法は、次の通りとする。</p> <p>(1) <u>規則第 3 条第 2 項に規定する通貨選択型投資信託等</u>について、以下の①～②に規定する事項に関して、当該投資信託の商品性に合わせ掲載場所等を工夫して記載するものとする。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(追加的情報として細則に規定する記載方法)</p> <p>第 4 条 (同 左)</p> <p>① 分配金が支払われるイメージの記載方法 (同 左)</p> <p>② 分配金が収益を超えて支払われるイメージの記載方法 (同 左)</p> <p>③ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法</p> <p>文章による説明として、例えば、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。」旨を枠で囲む等目立つように記載した上で、以下の図例を参考として、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図を併せて記載する。</p>

新	旧
<p>○ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図例</p> <p>(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)</p>  <p>※<u>元本払戻金（特別分配金）</u>は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、<u>元本払戻金（特別分配金）</u>部分は非課税扱いとなります。</p>	<p>(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)</p>  <p>※<u>特別分配金</u>は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、<u>特別分配金</u>部分は非課税扱いとなります。</p>
<p>(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)</p> 	<p>(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)</p> 
<p>(記載上の留意事項)</p> <p>1. 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合の記載に当たっては、普通分配金（個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金）、<u>元本払戻金（特別分配金）</u>（個別元本を下回る部分からの分配金）について</p>	<p>(記載上の留意事項)</p> <p>1. 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合の記載に当たっては、普通分配金（個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金）、<u>特別分配金</u>（個別元本を下回る部分からの分配金）についての説明を記載するとと</p>

新	旧
<p>ての説明を記載するとともに、<u>元本払戻金（特別分配金）</u>については、「分配後の投資者の個別元本は、<u>元本払戻金（特別分配金）</u>の額だけ減少する。」旨を記載する。</p>	<p>もに、<u>特別分配金</u>については、「分配後の投資者の個別元本は、<u>特別分配金</u>の額だけ減少する。」旨を記載する。</p>
<p>第5条～第6条 (略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(文章表現等)</p>	
<p>第7条 規則第7条第4項に規定する細則に定める文章表現等は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>第7条 (同 左)</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p><u>(4) 公募追加型株式投資信託において、特別分配金（所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）第27条に規定するものをいう。以下同じ。）という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(5) 通貨選択型投資信託等については、分配方針において、「安定」又は「安定的」の用語は表示しないこととする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>ただし、対円でヘッジを行うコースについては、この限りでない。</u></p>	
<p>(以下略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p><u>附則</u></p>	
<p><u>1. この改正は、平成24年 月 日より実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものより適用する。</u></p>	
<p><u>2. 実施日において現に存する「通貨選択型投資信託等」で、「安定」又は「安定的」の用語を使用している投資信託について、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出した際に、次の<注記例>を参考とした注記を記載したものについては、改正後の第7条第5号の規定を適用しない。</u></p>	
<p><u><注記例></u></p>	
<p><u>「原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。</u></p>	
<p><u>3. 前記1.2.にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。</u></p>	